入　札　説　明　書

令和８年１１月６日

学給備第３号（R8 繰）　学校給食センター給食配送車両購入の制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

記

１　公　　告　　日　　令和８年１１月６日（金）

２　発　　注　　者　　瑞浪市長　水　野　光　二

３　事 業 内 容 等

（１）事業番号　　学給備第３号（R8 繰）
　　事 業 名　　学校給食センター給食配送車両購入

（２）納入場所　　瑞浪市土岐町７７９０－１　瑞浪市学校給食センター

（３）納　　期　　令和１０年３月３１日まで

（４）事業概要　　給食配送車両２台の購入

４　予　定　価　格　　事後公表

５　調 査 基 準 価 格　　無

６　最 低 制 限 価 格　　無

7　入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とします。参加資格有無の判断基準日について、特に指定がない場合は入札参加申請書の提出日とします。なお、申請書提出日から落札決定日までに参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とします。

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する条件

瑞浪市競争入札参加資格者名簿（物品の販売）の小分類「トラック」に登録されていること。

(2) その他の条件

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあっては、同法第１９９条第１項若しくは第２項又は第２００条第１項の規定による更生計画認可（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。

③ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあっては、同法第１７４条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

④ 瑞浪市から瑞浪市競争入札参加資格停止措置要領（平成２０年訓令甲第６号）及び瑞浪市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２３年告示第１号）に基づく資格停止措置を入札参加申請期限日から本件契約締結日までの期間内に受けていないこと。

⑤ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

ア　資本関係：以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
　　１）　親会社と子会社の関係にある場合
　　２）　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係：以下のいずれかに該当する場合。ただし、１）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
　　１）　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
　　２）　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合：

その他上記ア・イと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

8　担　当　課

区分	担当課・係	連絡先
入　札 担当課	瑞浪市総務部 総務課 契約係	住所：〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町１丁目１番地 瑞浪市役所３階 電話：0572-68-9720（直通）　ＦＡＸ：0572-68-8749 メール：keiyaku@city.mizunami.lg.jp
事　業 担当課	瑞浪市教育委員会 学校給食センター	住所：〒509-6101 岐阜県瑞浪市土岐町 7790-1

９　入　札　日　程

手続等	期間・期日	方法・場所
公告、仕様書等の配布・閲覧	令和 8 年 11 月 6 日(金) 午後 2 時から 令和 8 年 11 月 30 日(月) 午前 10 時 30 分まで	瑞浪市ホームページよりダウンロードすること https://www.city.mizunami.lg.jp
入札参加申請書の受付	令和 8 年 11 月 6 日(金) 午後 2 時から 令和 8 年 11 月 19 日(木) 午後 4 時までの 市の機関の休日を除く毎日	・入札担当課宛に持参 郵送又は電送による提出は認めない ・提出書類【様式第 1 号】
入札参加資格確認通知書の発行	令和 8 年 11 月 25 日(水)午後 5 時までに行う	電子メールにより通知する
質問の受付	令和 8 年 11 月 6 日(金) 午後 2 時から 令和 8 年 11 月 19 日(木) 午後 4 時まで	入札担当課宛に電子メール又は FAX により送信すること（様式自由）
質問の回答	令和 8 年 11 月 25 日(水)午後 5 時までに随時行う	瑞浪市ホームページに掲載する(質問がない場合は掲載しない)
入札執行	令和 8 年 11 月 30 日(月)午前 10 時 30 分	・瑞浪市役所西分庁舎 ２階 入札室 ・入札方法は持参のみとし、郵送又は電送による入札は認めない
入札結果の公表	落札決定日以降	・瑞浪市ホームページに掲載 ・入札担当課にて閲覧

10　入札手続きに関する事項

（１）入札参加申請書について　【様式第 1 号】

入札参加申請書に必要事項を記入し、受付期間内に入札担当課へ持参してください。申請受付時に下取車に係る自動車検査証記録事項について情報提供します。

入札参加資格の審査後、９入札日程に示す期日までに電子メールにて入札参加資格確認通知書を発行します。

（２）質疑照会について

仕様書等に関する質疑は、９入札日程に示す期間内に電子メール又はＦＡＸにより入札担当課宛に送信してください。様式は自由です。

質疑の回答は、９入札日程に示す期日までに瑞浪市ホームページに掲載します。(質疑がなかった場合は掲載しません。)

（３）入札書の記入方法について

入札金額は、車両登録経費等（法定費用)、重量税、自動車賠償責任保険料及びリサイクル費に要する経費一切を含めることとし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載してください。

（４）入札執行について

①入札方法は持参とします。郵送又は電送による入札は認めません。

②代理人が入札する場合は、必ず委任状を提出してください。

（５） 落札者の決定方法等

①予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者を落札者とします。

②同価格の入札があった場合は、くじにより落札者を決定します。なお、この場合においては、くじを引くことを辞退することはできません。

③すべての入札参加者が予定価格の制限範囲を超える入札であった場合は、開札日に再度入札を行いますので、再度入札用の入札書（押印済）をご用意ください。なお、再度入札は１回とします。

④契約締結は、落札後１週間以内とします。落札者が、落札の通知を受けた日から原則として１週間以内に契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、その落札は無効とします。

（６）入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

①入札参加資格を有しない者が入札したとき。

②申請書又は資料に虚偽の記載をしたとき。

③入札書に記名押印のないとき又は記載内容が明らかでないとき。

④入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。

⑤入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

⑥入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。

⑦入札に対し、談合等の不正行為があったとき。

⑧その他あらかじめ示された入札条件に違反するとき。

（７）入札又は開札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止し、又は延期することがあります。この場合における損害は、入札者の負担とします。

11　契約条件等に関する事項

(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	免除
(3) 契約書作成の要否	要、電子契約可 電子契約を希望する場合は落札後電子契約利用承諾書を提出すること。
(4) 前金払	不可
(5) 部分払	不可
(6) 議会の議決	この契約は、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 8 号）第 3 条に規定する議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に該当するので、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決を得て本契約を締結する。
(7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨に限る。

12　その他

（１）損害賠償金の予約

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６に規定する違反行為が認められた場合は、損害賠償金として請負金額の１０分の１に相当する額を支払わなければなりません。

（２）談合行為に対する措置

談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は原則として改めて公告を行い入札を行うものとします。

（３）その他

この入札説明書に記載のない事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、同法施行令及び本市契約規則等の定めるところによるものとします。